

1 はじめに

フランスでは、完全養子縁組（日本の特別養子縁組に類似）における養子の年齢要件は原則として15歳となっている（345条1項）。例外的に、2つの場合に20歳まで養子縁組をすることができる。1つは、15歳までに養親候補者と同居を開始したけれども、養親が縁組の要件を満たしていなかった場合であり、もう1つは15歳までに単純養子縁組（普通養子縁組に類似）がなされていた場合である。なお、養子となる者が13歳以上の場合には、その者の同意も必要となる（345条3項）。

以下では、このような規定を有するフランス法が今般の法制審の議論にとって参考になるであろう3つの点について紹介したい。

第1に、フランスでは、1966年7月11日の法律養子の年齢要件が15歳に引き上げられた。そこで、この法律で年齢要件を引き上げた背景について紹介したい。

第2に、現在の完全養子縁組と普通養子縁組が、統計的に見てどのような利用のされ方をしているかについて紹介したい。ただし、詳細な調査がなされたのが2007年のデータであるため、同年に行われた調査に基づいている。

第3に、前回の法制審の議論では、年齢の高い子どもとの養子縁組の可否について、両親が親権を失った場合、両親が適切に親権を行使しない場合を念頭に置いて議論がなされていた。フランスでは、そのような子は、多くの場合国家の被後見子として受け入れ、養子縁組先を探すことになる。国の被後見子には、6つのカテゴリーがある。いずれも子ども社会援助機関という児童福祉担当の行政機関に受け入れられた子である。実親が国の被後見子になることに同意して子ども社会援助機関が子を受け入れて一定期間経過した場合や、両親が親権を取り上げられて子ども社会援助機関が受け入れた場合、遺棄の宣言に基づいて子ども社会援助機関が受け入れた場合などがある。これらの場合、一定年齢が経過している場合もあるため、そのような場合の養子縁組について生じている問題点について紹介したい。

2 1966年法律による養子縁組年齢引き上げの背景

養子の年齢要件を原則として15歳まで引き上げたのは、1966年7月11日の法律によるものである。1939年の改正時点では、養子に嫡出子と同一の血族関係を発生させる養子準正という制度があり、これが66年法律により導入された完全養子縁組と類似の効果を発生させていた。この養子準正における養子の年齢要件は5歳未満であった。1958年のオールドナンスで養子の年齢要件は7歳未満に引き上げている。そのような状況の下、66年法律は養

子縁組制度を再編して、完全養子縁組という制度を導入するとともに、完全養子縁組に関する年齢要件を原則として15歳未満として大幅に緩和した。

15歳に引き上げたのは、養子対象者を拡大するためであったという指摘がある¹。当時から現在まで、フランスでは養子候補者の供給が少なく、養親候補者の需要の方がはるかに多い状態が続いている。66年法律の社会学的な分析を行った著書において、15歳という要件は、15歳に限定するというよりもむしろ養親候補者に対して一定年齢に達した子にも嫡出性を与えることを奨励することが目指されていたと述べられている²。とりわけ、育ての親の下で小さいころから預けられていて、遅れて養子縁組をするような場合にも完全養子縁組が利用されうるということが指摘されている。

少し話は変わるが、66年法律以前には、養子準正とは異なる類型として断絶養子縁組というものがあった。この類型も、養子が未成年者である場合に、実方の家族に属することをやめるという効果が付与され、養親を相続するが、養親の血族との血族関係は発生しないというものである。58年改正以降66年法律以前は、7歳以上の子は、主に（つまり養子準正が認められえり例外的な場合を除いて）断絶養子縁組が認められていた。1954年から63年までの調査によると、断絶養子縁組が認められた子のうち、子の受け入れ時点で5歳から7歳であった子が6.5%、7から10歳が7%、10から15歳が5%、そして15歳以上は0%というデータがある³。66年以降は、断絶養子縁組が廃止され、7歳以上の子でも完全養子縁組が認められることとなったが、68年から70年の初めまでの判決の分析の結果、試験養育時点で7歳から10歳の子が全体の2.8%、10歳から15歳の子が全体の1.1%というデータも公表されている（ただし、調査対象の623件のうち、子の年齢について返答が得られなかった例が70件、試験養育がなかった事例が15件を含んだパーセンテージとなっている）⁴。66年法律以前から、7歳以上の子について実親との関係を切断する養子縁組に対するニーズがあったということも、ここで指摘しておきたい。

もっとも、同じく社会学的な調査によると、養親側はできる限り子が小さい時点で養子縁組をしたいという強い要請があることも指摘されている⁵。また、当時の学説からは、15歳まで養子の年齢を引き上げてしまうことに対し、養子の利益にかなうのか、養子縁組の意義が失われることになりはしないかという懸念が表明されていた⁶。

3 完全養子縁組と普通養子縁組の利用実態

次に、完全養子縁組と普通養子縁組の利用実態について紹介したい。

¹ P. Raynaud, La réforme de l'adoption, D. 1967, chron.77, n.34.

² M.-P. Marmier, Sociologie de l'adoption, Etude de sociologie juridique, LGDJ, 1969, p. 123.

³ M.-P. Marmier, supra note 2, p. 121.

⁴ M.-P. Marmier-Champenois, L'adoption Effectivité de la loi du 11 juillet 1966 Approche des résultats de l'institution, La documentation française, 1972, p. 50.

⁵ M.-P. Marmier, supra note 2, p. 121.

⁶ P. Raynaud, supra note 1, n. 34.

近時の文献では、単純養子縁組について一般的に次のように指摘されている⁷：多くの養子は成年である：しばしば養親と血族関係または姻族関係がある：今日では、配偶者の子を養子とする場合が多い。そして、単純養子縁組は家族内部のものであり、時として相続目的の場合もあるといわれている。

完全養子縁組に関する指摘は次のようなものである：養子はほとんど未成年者である：9割の場合は、事前に養親との関係はない。以上については、日本とほぼ同様であるが、フランスでは、国際的な養子縁組が増加しており、経済的な格差がある国の間での養子縁組には、縁組の強要や取引といった濫用的なケースに対する対処も問題となっている。

2007年に養子縁組に関する詳細な統計的調査が行われている⁸。その調査を参照すると、より細かな状況が分かる。同年フランスでは、5315組の完全養子縁組が認められている。これに対して、単純養子縁組は9412組認められている⁹。この調査では、これらの縁組を国際養子縁組、国内養子縁組、家族内養子縁組という3つの類型に分けている。国際養子縁組とは、養子が外国で生まれており、養子と養親に事前に家族関係がないものである。国内養子縁組とは、養子が国内で生まれており、養子と養親に事前に家族関係がないものである。家族内養子縁組とは、養子と養親に家族関係があるものである。このような分類によると、完全養子縁組の72%が国際養子縁組、21%が国内養子縁組、7%が家族内養子縁組という内訳になる。これに対し、普通養子縁組においては、1.7%が国際養子縁組、3.4%が国内養子縁組、94.9%が家族内養子縁組という内訳になる。

本日の課題との関係で重要なのは、家族内での完全養子縁組と国内養子縁組の類型である¹⁰。家族内で完全養子縁組をする子は、平均して5歳3か月で将来の養親に預けられている。養子縁組の申し立てがなされるのは平均して9歳10か月である。そして平均して10歳と2か月で養子縁組が裁判所に認められる。84%の場合、養親は一人である。そしてほぼ9割のケースで、養子は養親の配偶者の子である。これに対し、国内養子縁組の類型では、平均して1歳で養親の家庭で養育がはじめられ、養子縁組の判決は平均して2歳8か月で下されている。養子の86%は、国家の被後見子である。97%の養子が婚姻した夫婦との養子縁組が認められている。

4 国の被後見子と2つの養子縁組

以上の統計的データからすると、年齢の高い子について完全養子縁組が用いられているのは、配偶者の子を養子とする類型であるといえる。フランスでは、この場合の完全養子縁組について特別の規律をもうけている。まず、養親の年齢要件（28歳という要件を課さない（343条の2））や養子と養親の年齢差の要件（15歳の年齢差を10歳に緩和（344条））を緩和している。しかし、他の要件では完全養子縁組を制限している。というのも、日本

⁷ P. Malaurie et H. Fulchiron, *La famille* 4^e éd., Defrénois, 2011, n. 1404.

⁸ Z. Belmokhtar, *Les adoptions simples et plénières en 2007*, Ministère de la justice, 2009.

⁹ Z. Belmokhtar, *supra* note 8, p. 9.

¹⁰ Z. Belmokhtar, *supra* note 8, p. 10.

法とは異なり（日本民法 817 条の 9 ただし書）、子のもう 1 人の実親との親子関係が切断されてしまうからである。そこで、そのような問題に配慮して、完全養子縁組が認められるのは、①子がその配偶者として親子関係がない場合、②もう 1 人の実親が最終的に親権をはく奪されている場合、③もう 1 人の実親が死亡しており、かつ、実親の一親等の親族がいないこと、あるいはその親族が子に無関心である場合、という主に 3 つの場合に限られている（345 条の 1。もう 1 つの例については省略する）。

国家の被後見子についても、年齢の高い場合がありうるが、その場合に完全養子縁組は実現しているのか。2008 年に、養子制度の改正の方向性について大統領および首相から諮問を受けたジャン＝マリー・コロンバニ氏が報告書を提出している¹¹。コロンバニの報告書では、国家の被後見子の類型について、国家の被後見子の総数に比べて、試験養育に進む子の数が少ないことを問題として提起している¹²。たとえば、2005 年時点で、総数 2504 人の国家の被後見子がいるのに対し、その年に試験養育が始まったのは 841 件である。統計上、年とともに国家の被後見子の数は減少しているが、試験養育が始められた件数もそれに比例して減少している。コロンバニは、試験養育に進む数の少なさの原因は、被後見子の年齢、障がいの存在、兄弟姉妹の存在という 3 つの類型での試験養育の少なさに起因しているとしている。2010 年の時点で、試験養育に進めない国家の被後見子の 46%がこの 3 つの類型のいずれかであった¹³。地方自治体のレベルで対策を行う自治体もあり、たとえば、養子候補者と養親候補者のマッチングに対するサポートや臨床心理士への相談に対する援助をするなどの努力がなされているようである¹⁴。コロンバニ報告書では、とりわけ年齢が高い子との養子縁組をする際に、単純養子縁組を勧めることを提案している。関係者に対するアンケートによると、単純養子縁組は離縁が可能である点と完全養子縁組よりも劣ったものであるという印象がある点が、当事者の利用を妨げている。しかし、単純養子縁組は、年齢が高い子のうちの一部については有用ではないかと報告書では述べている。有用性の論拠として、イギリスが紹介され、単純養子縁組が認められる際に、実親との面接の方法や頻度を定めることが可能であるということが紹介されている。ただし、単純養子縁組についてイギリス法のような立法化をすところまでは踏み込んでおらず、フランスの法制度の中で単純養子縁組を勧めるにとどめている。

5 おわりに

以上をまとめると、1966 年の改正で養子の年齢を引き上げたのは養子候補者を増やすためであり、立法当初から年齢が高い層については家族内での養子縁組が想定されていた。2007 年の統計的データによれば、配偶者の子との間の養子縁組が、子の年齢の高い縁組のケースの一定割合を担っているといえる。それでは、もう 1 つの重要な類型である国家の

¹¹ J.-M. Colombani, Rapport sur l'adoption, La documentation française, 2008.

¹² J.-M. Colombani, supra note 11, p.47.

¹³ <http://adoption.gouv.fr/Chiffres-cles.html>（2018 年 9 月 4 日にアクセス）

¹⁴ J.-M. Colombani, supra note 11, pp.77-78.

被後見子の類型，たとえば親が親権を喪失したようなケースや裁判上の遺棄が宣言されたケースでは，年齢の低い子しか養子縁組が実現していないというのが実情のようである。しかし，自治体レベルでの努力はなされており，さらにこの場合には単純養子縁組が望ましい場合もあるという指摘のあるところである。

国家の被後見子については単純養子縁組が望ましいという指摘は，日本でも普通養子縁組でいいではないかという立場に結び付く可能性がある。他方で，66年法律の当初に存在した，養子の年齢要件を15歳未満にするのは高すぎる，実親子関係というモデルとあまりにかけ離れるという懸念はもはや最近の文献には見られず，むしろ原則15歳未満という要件は自明のものとなっているようにみえる。また，フランスにおける国家の被後見子については単純養子縁組が望ましいという指摘も，一定の場合はこの留保がなされていることには注意が必要である。さらに，年齢の高い子についても完全養子縁組にしたいというニーズが養親候補者側にあることもうかがわれ，そのニーズをおよそ一律に排斥できるのかという問題は考えなければならない。以上のように，フランス法からは年齢を引き上げる方向の議論も普通養子縁組を用いれば足りるという方向の議論もどちらもありうるところであり，ここからどう示唆を引き出すかという問いの答えは単純ではない。

個人的には，年齢を高くして親が親権を喪失するなどした場合についても，養親候補者が特別養子縁組をしたいというニーズがあるであろうこと，すべての場合に単純養子縁組にすればいいのかについては議論の余地がある点にかんがみて，養子の年齢要件の引き上げに賛成したいと考えているが，検討の素材として以上の点を報告する次第である。